

南砺市ＥＶ用急速充電設備等整備事業に対する質問回答（令和７年１０月１０日時点）

注意 1) 回答内容は本プロポーザル募集要綱等の追加又は修正とみなします

注意 2) 質問に対する回答は、随時、市ホームページに掲載します

No.	該当資料等	質問内容	回答
1	仕様書 3. (5)	仕様書に「急速充電器（出力 50 kW以上）１口以上を満たすものとする」とあるが、任意設置施設について普通充電器（6 kW）の提案は可能か。	任意設置施設については、普通充電器の提案も可能とし審査対象とします。なお、普通充電器の提案であっても、既設設備の撤去は事業者負担にてお願いします。 また、提案のない任意設置施設においては、既設設備の撤去に係る事業者負担は求めません。
2	仕様書 3	既設ＥＶ急速充電設備等の「駐車場区画相当範囲」を活用して行うものと記載をされているが、電力引き込みの関係上、既設の設置位置から離れた場所での新規設置の提案は可能か。	現設備の設置場所は、施設管理者等と協議のうえ決定しているため、原則、既設ＥＶ急速充電設備等の「駐車場区画相当範囲」を活用した提案をお願いします。 ただし、現区画範囲内において、整備予定設備（例：キュービクル等）の設置が困難となる場合、事業者選定後の協議により設置場所を再検討することは可能としますが、位置変更にあたり必要となる許認可等の取得やそれに伴う費用は、事業者での負担をお願いします。
3	募集要領 2. (2) 仕様書 3. (1)	質問 2 に関し、新設を提案するにあたり、既設の設置位置から離れた場所に新規設置する場合でも、既設設備の撤去費用は事業者の負担となるか。	本プロポーザルでは、既設ＥＶ充電設備の撤去及び新設ＥＶ充電設備の設置等に係る費用は事業者が負担することを条件に募集していますので、提案される設置施設における既設設備の撤去は、事業者が負担することを踏まえて提案をお願いします。
4	募集要領 2. (2) 仕様書 3	「桜ヶ池クアガーデン」の既設の機器の契約は、どのような形（リース、市による所有など）になっているか。また、機器の撤去に関する市との合意は取れているか。	既設の機器は、市の所有となります。 また、機器の撤去に関しても問題はありません。
5	募集要項 3. (7)	共同事業体として参加する場合、代表法人与共同事業体の関係性を明確にするための専用書式はあるか。ある場合、提供は可能か。	専用書式はありません。 ただし、共同事業体で参加する場合は、代表法人与共同事業体の関係性がわかる書類（任意様式）及び共同事業体の全構成員について募集要領 7. (2)に掲げる書類の提出をお願いします。

6	基本協定書	選定された場合、基本協定書は、南砺市と代表法人と共同事業体の3者間で締結することは可能でしょうか。	3者間で締結することに問題はありません。 ただし、共同事業体の構成員及び関係性等がわかる書類の提出をお願いします。
---	-------	--	---